

メキシコ政治情勢（4月）

〈概要〉

【内政】

- ・ 1日、エル・フィナンシエロ紙は、大統領支持率等に関する世論調査を発表。
- ・ 4日、ロペス・オブラドール大統領は、定例記者会見において、自身の発議による憲法第4条改正（国民の年金、教育、無償医療を受ける権利を保障）が承認された旨発表。
- ・ 13日、ロペス・オブラドール大統領は、公立病院・私立病院間における新型コロナウイルス感染症以外の患者の受入れに関する協定締結を発表。
- ・ 16日、墨政府は、新型コロナウイルス対策関連措置の5月30日までの延長を発表。
- ・ 20日、連邦上院において、ロペス・オブラドール政権が治安対策の一環として推進していた恩赦法が可決・成立。
- ・ 21日、ロペス＝ガテル保健省次官は、大統領定例記者会見において、メキシコにおける新型コロナウイルス感染状況が第3フェーズに入った旨宣言。また、同日、第3フェーズにおける対策措置に関する保健省令が官報に掲載。
- ・ 21日、エル・フィナンシエロ紙は、新型コロナウイルスに関する世論調査を発表。
- ・ 22日、ロペス・オブラドール大統領は、定例記者会見において、行政府における綱紀粛正に関する大統領令を発出する旨発表。
- ・ 24日、ドゥラソ治安・市民保護相他閣僚が国内の治安状況・対策について発表。

【外交】

- ・ 6日及び23日、新型コロナウイルス対策の一環としてキューバより医師団が到着。
- ・ 8日から28日にかけて、墨政府が中国から購入した医療用品が到着。
- ・ 9日、ロペス・オブラドール大統領は、トランプ米大統領と電話会談を実施。
- ・ 10日、ロペス・オブラドール大統領は、習中国国家主席と電話会談を実施。
- ・ 20日、墨外務省は、墨米国境における不要不急の移動の制限に関する両国間合意の適用期間が延長された旨発表。
- ・ 21日、墨外務省は、国連総会においてメキシコが提出した新型コロナウイルス対策に係る決議案が採択された旨発表。
- ・ 28日、エブラル外相は、大統領定例記者会見において、諸外国からの医療用品の寄付・調達状況及び在外自国民の支援状況について発表。

〈内政〉

1 大統領支持率等に関する世論調査

3月31日及び4月1日付当地「エル・フィナンシエロ」紙は、ロペス・オブラドール大統領の支持率、同大統領の政策等に対する世論調査結果を発表した（同紙による独自調

査。3月13～14日及び27～28日に実施。全国約820名に対する電話調査形式。誤差±3.4%。

(1) ロペス・オブラドール大統領支持率（カッコ内は2月調査時の数字）

支持する：60%（63%）

支持しない：37%（34%）

(2) 主要課題における現政権の対応

(ア) 公共治安

大変良い／良い：22%（17%）

悪い／大変悪い：64%（70%）

(イ) 経済

大変良い／良い：43%（41%）

悪い／大変悪い：40%（38%）

(ウ) 貧困

大変良い／良い：27%（26%）

悪い／大変悪い：57%（57%）

(エ) 保健

大変良い／良い：28%（29%）

悪い／大変悪い：54%（53%）

(3) 現在のメキシコにおける主要な課題は何か（3月28日の調査結果。カッコ内は3月14日の調査結果）。

・新型コロナウイルス及び保健：51%（14%）

・治安状況：25%（57%）

・経済及び失業：16%（7%）

2 憲法第4条の改正

4日、ロペス・オブラドール大統領は記者会見の場で、自身の発議による憲法第4条改正案が可決・承認された旨発表した。今次改正により、国家が以下の権利を保障する旨憲法第4条に追加された。

(1) 68歳以上の全高齢者が年金を受給する権利。先住民は65歳以上。

(2) 障がいを持つ児童及び障害を持つ貧困層の国民が年金を受給する権利。

(3) 貧困家庭の全教育レベルにおける学生が連邦政府支給の奨学金を受給する権利。

(4) 全国民に対する保健サービス及び医薬品への無償アクセスの保障。

3 公立病院・私立病院間の協定

(1) 13日、大統領定例記者会見において、ロペス・オブラドール大統領は、新型コロナウイルス対策の一環として、公立病院と私立病院の間で新型コロナウイルス感染

症以外の患者の受入れに関する協定が結ばれたことを発表した。同協定により、私立病院の病床の半数が社会保険庁（IMSS）及び国家公務員共済庁（ISSSTE）被保険者、社会保険を持たない国民で新型コロナウイルス感染症以外の患者に提供される。今回署名している私立病院の病床の半数は約3,115床に上る。

- (2) 会見に同席したエブラル外相は、同協定には、保健省、国防省、海軍省、国家保健福祉機構（INSABI）、ISSSTE、IMSS、墨石油公社（PEMEX）、全国私立病院協議会、全国病院コンソーシアム、その他参加を希望する病院が署名すると述べた。同時点で参加することが決まっている病院は、全国27州146カ所。これらの私立病院においては、分娩、帝王切開、救急等の医療行為が4月23日から5月23日まで行われる。費用はISSSTEやIMSSと同価格の料金での対応となる。

4 新型コロナウイルス関連措置の適用期間延長

- (1) 16日、ロペス・オブラドール大統領及びロペス＝ガテル保健省次官は、新型コロナウイルス対策のための措置（外出自粛、真に必要な労働活動の停止等）の5月30日までの適用期間延長を発表した。特に操業停止措置をとっていない企業に対しては、措置の実施の徹底を改めて呼びかけた。また、感染症例の無い、もしくは少ない自治体については、同措置の適用期間は5月17日までとなる。ロペス＝ガテル次官は、各地域の感染状況を勘案し、地域間で各種措置の実施や適用フェーズに差異をつけ、地域間での移動制限（感染症例の少ない地域と感染症例の多い地域間の移動の自粛呼びかけ）も検討している旨述べた。
- (2) また、ロペス・オブラドール大統領は、小規模企業に対して100万件的融資を実施する旨発表した。対象企業は、IMSSに従業員を登録し、過去3ヶ月間に従業員の解雇・減給を行っていない企業であり、融資金額は、1件25,000ペソ。
- (3) ロペス＝ガテル次官によると、5月30日以降も、新たな発表があるまで、高齢者、既往症のある者、妊娠中の女性など重篤化する可能性が高い国民については、外出自粛や活動停止の励行が維持される。

5 恩赦法の可決・成立

- (1) 20日、連邦上院において、恩赦法が可決・成立した。同法案は、ロペス・オブラドール大統領が、国内の治安改善のための施策として昨年来推進していたものであるが、国内における新型コロナウイルス感染拡大を受け、刑務所内での感染リスク抑制の観点から早急な審議が行われた。同法案は、昨年9月に大統領発議として連邦下院に提出、同年12月に可決（賛成306票、反対129票）されていた。連邦上院においては、賛成68票、反対14票、棄権2票で可決、成立した。
- (2) 同法により、初犯者、連邦刑事法の中絶罪により収監されている者、健康に対する犯罪（薬物の製造、所持、運搬、売買等）により収監されている者で脆弱な立場に

あると判断される者、薬物の売買に関わっておらず、消費目的で保健法に定められた用量の2倍以下の薬物を所持していた者、自身の言語による弁護の権利（通訳や弁護人等）を得られなかった先住民、暴力を伴わない窃盗を行った者、デモ等の社会・政治活動により収監されている者が恩赦の対象となる。

- (3) 同法では、監禁、誘拐などの他人の身体を侵害する罪を犯した者、銃火器を使用した罪を犯した者、憲法第19条（殺人、強盗、女性殺人、組織犯罪、汚職、燃料窃盗等）に定められた罪を犯した者、その他の重大犯罪（公職者や公的施設に対する犯罪等）を犯した者は対象とならない。同法の公布後60日以内に行政府により、特別委員会が設置され、同委員会が恩赦の希望申請を受付、審査（最大4ヶ月）を行うこととなる。最終決定は連邦判事により下される。

6 新型コロナウイルス感染状況第3フェーズの宣言

- (1) 21日の大統領定例記者会見において、ロペス＝ガテル保健省次官は、国内の新型コロナウイルス感染状況が第3フェーズ（国内で広範に感染が確認される状況）に入った旨宣言した。同次官は、20日時点での感染者数は8,772名、前日からの増加率は6.2%となっており、国内の全地域において約1,000名もしくはそれ以上の感染が確認されていると述べた。また、同次官は、記者からの質問に答え、メキシコは他国とは状況が異なるため、公権力によって市民の行動を制限することはなく、措置の実施徹底のために軍を出動させる必要はないと述べた。
- (2) ロペス・オブラドール大統領は、今次パンデミックへの対応のために、さらなる綱紀粛正を行い、メキシコ国民、特に貧困層への支援を充実させる旨発言した。
- (3) 同会見に同席したエブラル外相は、これまでに米国在住のメキシコ人300名以上が新型コロナウイルスにより亡くなっている旨発表するとともに、同日までに海外にいるメキシコ国民10,139名が政府の支援等により帰国したと述べた。
- (4) また、モクテスマ教育相からは、6月1日からの全国の学校の再開、学期終了日の7月17日への変更（本来の学期終了日は7月6日）が発表された。

7 第3フェーズにおける対策措置に関する保健省令

21日、メキシコ国内における新型コロナウイルスの感染状況が第3フェーズに移行したことを受け、対策措置に関する保健省令が官報に掲載された。概要は以下のとおり。

- (1) 3月31日に官報に掲載された対策措置に関する保健省令第1条1項の適用期間を5月30日までに改定。
- (2) 上記保健省令に、新型コロナウイルスによる衛生上の緊急事態に対応するための特別措置に関する第3条、第4条、第5条及び第6条を追加する。
- ・第3条：本保健省令第1条1項に示された衛生上の緊急事態に対応するための特別措置に関し、感染例が確認されない、もしくは非常に少ない自治体について

は、5月18日以降は実施の対象とならない。また、保健省は、感染状況のレベルが異なる自治体間の移動を減少させるためのガイドラインを設定。

- ・第4条：保健省は、新型コロナウイルスによって重篤な症状にある患者や医療施設の状況把握のため、感染症監視システム他の情報システムを必要に応じ改訂。
- ・第5条：州政府は、重症急性呼吸器症候群及び保健省が必要と認めるその他症状の状況・対応に関する日報の更新、保健省による基準及び新型コロナウイルスに関する保健省令に沿った予防措置の実施、感染状況のレベルが異なる自治体間の移動の減少を促すメカニズムの構築及び実施、措置の実施状況に関する保健省への定期報告を実施。
- ・第6条：州政府は、新型コロナウイルス及びその他の必要なケアが適切且つ適時対応が行われることを保障するため、病院の再編・拡張を実施。

8 政府の新型コロナウイルス対策に関する世論調査

21日付エル・フィナンシエロ紙は、墨政府の新型コロナウイルス対策等に関する世論調査を発表した（同紙による独自調査。電話インタビュー形式で全国410名を対象に4月17～18日に実施。誤差+/-4.8%）。

(1) 墨政府の対応（ウ）のカッコ内の数字は前回3月調査時の数字）

(ア) 自宅待機等措置の5月30日までの延期についてどのように考えるか。

- ・正しい措置である：71%
- ・間違った措置である：25%

(イ) 墨政府の対応について以下のいずれの見方に賛同するか。

- ・政府は状況を制御できている：56%
- ・現在の状況は制御不可能な状態である：39%

(ウ) 感染者数に関する墨政府報告をどの程度信頼しているか。

- ・とても信頼している／ある程度信頼している：69%（68%）
- ・ほとんど信頼していない／全く信頼していない：31%（32%）

(2) 毎日19時の保健省記者会見（新型コロナウイルス関連）をどう思うか。

- ・とてもよい／よい：64%
- ・よくない／全くよくない：18%

9 行政府における綱紀粛正に関する大統領令

(1) 22日、ロペス・オブラドール大統領は、定例記者会見において、新型コロナウイルス対策の一環として行政府における綱紀粛正を行う旨の大統領令を発出すると発表した。なお、同大統領令は、官報掲載日から本年12月31日まで有効となり、大蔵公債省は、官報掲載日から180日以内に必要な予算調整を行うこととなる。

(2) 大統領令の概要は以下のとおり。

- ・国家公務員の新規雇用の停止。大統領から課次長（subdirector）レベルまでの給与の最大25%カット及び年末手当の支給停止。
- ・サービス及び物品購入に係る国家予算75%の執行停止。10の次官室の廃止。
- ・真に必要なとみなされる機関以外について、オフィスの半数を閉鎖。
- ・政府の優先的プログラム（高齢者、障害者向け年金、奨学金、「生命の種まき」、「若者が未来をつくる」等の社会プログラム、無償の医療サービス及び医薬品の提供、価格維持や農薬の補助金、漁業補助金、国家警備隊、新空港建設、製油所再建及び新規建設（ドス・ボカス）、道路・鉄道建設（マヤ鉄道含む）、テワンテペック地峡開発、北部国境地帯経済特区など）以外の施策実施及び支出の延期。
- ・今次綱紀粛正措置は、連邦政府の全省庁、行政府機関、公営企業、公的基金が対象。ただし、保健省、海軍省、国防省及び国家警備隊は適用対象外。
- ・財政緊縮法（Ley de austeridad republicana）の厳格な実施。
- ・効率性、誠実さ及び綱紀粛正は、社会プログラム及び優先的プロジェクト強化のための予算確保（6, 225億5, 600万ペソ）を可能とする。
- ・低所得者層及び中間層の国民向けに、融資300万件を提供。新規雇用200万件の創出。燃料価格や税金は上げず、新税導入や債務を増やすことはしない。

10 ドウラソ治安・市民保護相による治安状況に関する報告

- (1) 24日、大統領定例記者会見において、ドウラソ治安・市民保護相より治安状況に関する報告が行われた。同大臣は、3月の殺人件数は若干増加し、3,000件となっており、本年1～3月の殺人件数は8,585件、10万人あたりの殺人被害者数は6.7人となっている旨述べた。政府が重点的に対策をとっている21地域については、サラマンカ（グアナフアト州）、ティファナ（バハ・カリフォルニア州）などで昨年同時期と比較して殺人件数が若干減少、他方、シウダー・ファレス（チワワ州）、セラヤ（グアナフアト州）などでは増加している。車両盗難、誘拐、窃盗などの犯罪は減少傾向にある一方、脅迫（extorsion）は増加傾向にある。
- (2) ロドリゲス国家警備隊長官からは、現在までに全国266の管轄区域のうち150区域に国家警備隊が配置されており、本年中にさらに50区域に配置予定である旨報告があった。現在、国家警備隊員として70,793名が配置されており、さらに国防省からの支援として5,980名が配置されている。全国に配置されていない訓練中の隊員や麻薬対策やインテリジェンス特別隊員らを含めた国家警備隊総数は100,756名となっている。

〈外交〉

1 キューバからの医師団到着

- (1) 6日、新型コロナウイルス対策の一環として、キューバより医師及び専門家10名

が到着。墨政府は、同医師らは医療行為は行わず、政策への助言等を行うと発表。

- (2) 23日、キューバから新たな医師・看護師が到着。右医師団はメキシコ市政府との協定により、アドバイザーとしてキューバから派遣された。

2 中国からの医療用品の購入・墨中首脳電話会談

- (1) 8日から28日にかけて、特別航空便により、中国から墨政府購入の医療用品が到着した。右医療用品は国家保健福祉機構（INSABI）及びIMSSに配分された。到着した医療用品の内訳は以下のとおり。

- ・ 8日到着便：手袋37万個，マスク（KN-95）82万個
- ・ 10日到着便：手術用マスク190万個，マスク（KN-95）18万個
- ・ 18日到着便：フェイスシールド192,400個
- ・ 19日到着便：手術用マスク2,916,000個，ゴーグル46,600個
- ・ 23日到着便：手術用マスク84,000個，ゴーグル13,400個，フェイスシールド12万個
- ・ 26日到着便：フェイスシールド153,000個
- ・ 28日到着便：フェイスシールド57,600個，ゴーグル10万個

- (2) 10日、ロペス・オブラドール大統領は、習中国国家主席と電話会談を行い、墨政府による中国からの医療用品調達に係る支援への謝意を表明した。同大統領は、20日の記者会見において、将来の訪中の可能性について示唆した。

3 米国からの人工呼吸器調達

- (1) 9日、ロペス・オブラドール大統領は、トランプ米大統領と電話会談し、墨国内での新型コロナウイルス対応のため、人工呼吸器、モニターの各1万個の提供を要請した。ロペス・オブラドール大統領は、米国においても厳しい状況にある点は理解しているが、メキシコとしては米国から購入することが実現の可能性が高いと考える旨伝達した。トランプ大統領は、国内の関係者と協議の上回答すると答えた。

- (2) 17日、ロペス・オブラドール大統領は、トランプ大統領より電話で4月末に人工呼吸器1,000台の購入を保証する内容の回答があった旨発表した。また、ロペス・オブラドール大統領は、トランプ大統領に対し、墨米加新協定（USMCA）発効に際し、直接会って謝意を表明するため、6～7月頃の会談実施を提案した。

4 墨米国境における移動制限措置の延長

20日、墨外務省はツイッターで、新型コロナウイルス対策の一環として、3月21日から適用が開始された墨米国境における不要不急な移動の制限に関する両国間合意（3月21日から30日間が適用期限とされていた）について、新型コロナウイルスの両国における感染状況を踏まえ、適用期間を30日間延長する旨発表した。

5 メキシコ提出国連決議案の採択

21日、エブラル外相は、大統領定例記者会見において、国連総会において同国が提出した新型コロナウイルス感染症対策決議案が採択された旨を発表した。同決議は、世界各国への医薬品、ワクチン、医療用品への平等でバランスのとれたアクセスを保障することを趣旨とし、国連事務総長と関連機関にそのための措置をとるマンデートを付与するものであり、国連加盟国179カ国からの支持を得た。

6 医療用品の寄付・調達状況及び在外自国民の支援状況に関する発表

(1) 28日、エブラル外相は、大統領定例記者会見において、これまでに中国、韓国、デンマーク、米国、スイスの5カ国から以下の寄付があった旨を発表した。

(ア) 中国：ジャック・マー財団及びアリババ財団より、マスク10万個、PCR検査キット5万個、人工呼吸器5台、Dong Kwan 海外友好協会及び Zhong Hua 企業家協会より、マスク6万5,000個。

(イ) 韓国：Dasung 社より、防護服100着及び抗菌ジェル10リットル。

(ウ) デンマーク：レゴ社より、特殊眼鏡及びフェイスシールド8,000個。

(エ) 米国：NGOダイレクト・リリーフより、N95マスク1,000個。

(オ) スイス：製薬会社ノバルティス社より、フラスコ3,600個及びヒドロキシクロロキン100錠。

(3) エブラル外相は、医療用品の調達状況について、スイス製人工呼吸器が5月に610台、6月初旬に390台が当地に到着予定であると述べた。右は、米国がメキシコに確約していた人工呼吸器の一部である。

(4) 同外相は、政府の支援により、同日までにメキシコ人10,547名が帰国したと発表した。また、これまでに米国内で墨国民566名（うちニューヨーク州で448名）が亡くなっている。米国以外での死亡は、ペルー（1名）のみ。